

閲
印

⑨-7

別添 2-2 (社会医療法人が関係書類を毎会計年度終了後3月以内に届け出る場合)

令和5年6月30日

都道府県知事殿

主たる事務所の所在地

茨城県筑西市門井 1676 番地 1

社会医療法人 恒貴会

理事長 長山 辰治

決 算 届

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

記

救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名 称	所 在 地	
協和中央病院	茨城県筑西市門井 1676 番地 1	救急医療

注1) 「救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所」欄には、医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）を全て記載すること。

注2) 「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第30条の4第2項第5号に掲げる医療（以下参照）のいずれに係るものであるかの別（当該施設で医療法第42条の2第1項第5号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て）を記載すること。

○救急医療（精神科救急医療の要件を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。）

○災害医療 ○へき地医療 ○周産期医療 ○小児救急医療



〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 社会医療法人恒貴会

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 茨城県筑西市門井1676番地1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 令和元年10月1日

(4) 設立登記年月日 令和元年10月1日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	長山 辰治	社会医療法人 恒貴会 理事長 介護老人保健施設 協和ヘルシーセンター管理者
理 事	中原 昇	社会医療法人恒貴会 名誉理事長
同	黒川 徳一	協和中央病院 管理者
同	佐藤 直毅	協和中央病院 特別顧問
同	小笠原正彦	協和南病院 管理者
同	木村 洋輔	診療所 大和クリニック管理者
同	塩原 修蔵	塩原公認会計士事務所 所長
監 事	橋本 鉱	橋本鉱税理士事務所
同	船橋 信正	齋藤・船橋労務相談事務所 代表社員 所長

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	協和中央病院	茨城県筑西市門井 1676 番地 1	一般病床 199 床
	協和南病院	茨城県筑西市門井 1674 番地 1	療養病床 109 床
診療所	大和クリニック	茨城県桜川市大国玉 2513 番地 12	
介護老人保健施設	協和ヘルシーセンター	茨城県筑西市門井 1669 番地 2	入所定員 100 名 通所定員 100 名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
訪問看護ステーション愛美園	茨城県桜川市大国玉 2513 番地 12	
居宅介護支援事業	茨城県筑西市門井 1676 番地 1	
老人居宅介護等事業（訪問介護）	茨城県筑西市門井 1669 番地 2	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年6月29日 令和4年度 事業報告及び決算報告承認

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。

なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

(9) その他

様式第三号

※医療法人整理番号

法人名 社会医療法人 恒貴会

所在地 茨城県筑西市門井1676番地1

財産目録

(令和5年3月31日現在)

1. 資産額	6,227,826 千円
2. 負債額	3,620,133 千円
3. 純資産額	2,607,693 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	4,078,142
B 固定資産	2,149,684
C 資産合計 (A+B)	6,227,826
D 負債合計	3,620,133
E 純資産 (C-D)	2,607,693

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□ 法人所有 □ 貸借 ■ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建物 (■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式第一号

※医療法人整理番号

法人名 社会医療法人 恒貴会

所在地 茨城県筑西市門井1676番地1

貸 借 対 照 表

(令和5年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	4,078,142	I 流動負債	971,595
現金及び預金	2,684,547	支払手形	0
事業未収金	852,754	買掛金	203,534
有価証券	0	短期借入金	402,932
たな卸資産	41,169	未払金	66,200
前渡金	0	未払費用	117,391
前払費用	15,266	未払法人税等	132
繰延税金資産	0	未払消費税等	875
その他の流動資産	484,406	繰延税金負債	0
II 固定資産	2,149,684	前受金	0
1 有形固定資産	1,912,897	預り金	25,926
建物	1,380,342	前受収益	0
構築物	50,423	賞与引当金	154,573
医療用器械備品	110,217	その他の流動負債	32
その他の器械備品	44,166	II 固定負債	2,648,538
車両及び船舶	1,825	医療機関債	0
土地	319,924	長期借入金	2,325,835
建設仮勘定	6,000	繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	0	退職給付引当金	192,672
2 無形固定資産	13,835	その他の固定負債	130,031
借地権	1,100	負債合計	3,620,133
ソフトウェア	9,283	純資産の部	
その他の無形固定資産	3,452	科 目	金額
3 その他の資産	222,952	I 基 金	0
有価証券	758	II 積立金	2,607,693
長期貸付金	17,907	代替基金	0
保有医療機関債	0	設立等積立金	1,976,042
その他長期貸付金	17,906	繰越利益積立金	631,651
役職員等長期貸付金	0	III 評価・換算差額等	0
長期前払費用	949	その他有価証券評価差額金	0
繰延税金資産	0	繰延ヘッジ損益	0
その他の固定資産	203,338	純資産合計	2,607,693
資産合計	6,227,826	負債・純資産合計	6,227,826

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに、代替基金の科目を削除すること。

様式第二号

※医療法人整理番号

法人名 社会医療法人 恒貴会
 所在地 茨城県筑西市門井1676番地1

損 益 計 算 書
 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事 業 損 益		
A 本來業務事業損益		
1 事 業 収 益		5, 486, 059
2 事 業 費 用		5, 230, 395
本來業務事業利益		255, 664
B 附帶業務事業損益		
1 事 業 収 益		152, 718
2 事 業 費 用		170, 120
附帶業務事業損失		△ 17, 402
事 業 利 益		238, 262
II 事 業 外 収 益		
受 取 利 息	202	
その他の事業外収益	22, 910	23, 112
III 事 業 外 費 用		
支 払 利 息	17, 145	
その他の事業外費用	0	17, 145
經 常 利 益		244, 229
IV 特 別 利 益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	0	0
V 特 別 損 失		
減 損 損 失		
その他の特別損失	30, 689	△ 30, 689
稅 引 前 当 期 純 利 益		213, 540
法 人 稅 ・ 住 民 稅 及 び 事 業 稅		132
法 人 稅 等 調 整 額		0
當 期 純 利 益		213, 408

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 社会医療法人恒貴会
 所在地 茨城県筑西市門井1676番地1

※医療法人整理番号

--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人恒貴会

理事長 長山 辰治 殿

私たちは、社会医療法人恒貴会の令和4年会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。

その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年6月29日

社会医療法人 恒貴会

監事 橋本 鉄

監事 船橋 信正

独立監査人の監査報告書

令和5年6月15日

社会医療法人 恒貴会
理事長 長山 辰治 殿

監査法人

業務執行社員 公認会計士

監査意見

当監査法人は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人 恒貴会の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した

場合には、その事実を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

強調事項

重要な会計方針の記載及び貸借対照表等に関する注記に記載されているとおり、法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、

- ・ 徴収不能引当金に係る会計処理については、法人税法（昭和40年法律第34号）における貸倒引当金の繰入限度相当額を計上
- ・ 退職給付引当金に係る会計処理については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法
- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産に係る会計処理については、賃貸借処理

という簡便的な処理を採用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示

リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上